

経済的支援（医療費）について

高額療養費・限度額適用認定証

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。

70歳未満の方が「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口（※1）に提示すると、1ヵ月（1日から月末まで）の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで（※2）となります。

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

【70歳未満の方】

所得区分	自己負担限度額	多数該当
①区分ア （標準報酬月額83万円以上の方）	252,600円 + (総医療費※1 - 842,000円) × 1%	140,100円
②区分イ （標準報酬月額53万～79万円の方）	167,400円 + (総医療費※1 - 558,000円) × 1%	93,000円
③区分ウ （標準報酬月額28万～50万円の方）	80,100円 + (総医療費※1 - 267,000円) × 1%	44,400円
④区分エ （標準報酬月額26万円以下の方）	57,600円	44,400円
⑤区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400円	24,600円

※70歳以上75歳未満の方、75歳以上の方も所得に応じて自己負担軽減手続きが必要な場合があります。

入院時食事療養費

一般の方	1食につき 460円
住民税非課税世帯の方	1食につき 210円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	1食につき 160円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70才以上の高齢受給者	1食につき 100円

心身障害者（児）医療費の助成・・・千葉市

【対象者】医療保険の被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者：身体障害者手帳1～2級及び内部障害3級
- ・知的障害者：療育手帳A（Aの1・Aの2）～Bの1
- ・精神障害：精神障害者保健福祉手帳1級

※65歳以上で、新たに重度の障害者の認定を受けた方は、対象外

【内容】

- ・病院や薬局等の医療機関で診療を受けた場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担分について助成が受けられる（入院時の食事療養費等は対象外）。
- ・所得による制限がある（特別障害者手当の所得制限限度額を超える方は対象外）。
- ・助成を受けるためには、事前に受給資格の認定申請を行う必要がある。
- ・助成は、申請した月の1日の受診分から対象になります。ただし、受給券の発行は基本的に申請した月の翌月1日からとなる。

【助成方法】

- ・原則：「現物給付方式」
- 受給資格の認定を受けた方に交付する「心身障害者(児)医療費助成受給券」(以下「受給券」といいます。)を、受診の際に健康保険証と一緒に医療機関の窓口で提示して頂くと通院1回 / 入院1日につき、以下の自己負担で診療が受けられます。

世帯の市民税所得割額合計 33,000円未満・・・自己負担なし

33,000円以上・・・自己負担300円

※薬局での調剤はすべて無料となります。 ※同じ月に同じ医療機関で5回以上の通院又は、5日以上入院をした場合、申請頂くことにより5回(5日)目以降にご負担いただいた自己負担金をお返しいたします。

- ・例外：「償還払い方式」

下記の場合は「受給券」の使用はできません。医療機関の窓口で一旦健康保険の自己負担分をお支払いいただいた後、各区保健福祉センター高齢障害支援課に申請。

- (1)はり・灸・あんま・マッサージを受診した場合
- (2)千葉県外の国民健康保険・千葉県外の後期高齢者医療制度に加入の方
- (3)千葉県外の医療機関で受診された場合など

【注意】

他の公費負担医療制度（自立支援医療、指定難病医療費助成、特定疾病療養受療費など）を優先して利用
また、障害者医療費助成の他18歳以下のお子さんを対象とした「子ども医療費助成」、ひとり親家庭の方を対象とした「母子及び父子家庭等医療費助成」は、いずれも千葉市の制度のため、どの制度も利用可能な方は、利用する制度を選ぶ必要がある。

注意・・・上記の資料は、制度のイメージをお伝えする資料となります。

ご相談のある方は、医療福祉相談室の担当MSWへご相談ください。

千葉療護センター 医療福祉相談室 令和3年 3月